

# 建設リサイクル制度において着目する観点

リサイクル促進	廃棄物適正処理	項目	着目する観点	建設リサイクル法における関係条文との関係 (赤字: 規定のある条文)					その他関係法令
				第1, 2章	第3章	第4章	第5章	第6, 7章	
				総則・基本方針等	分別解体等	再資源化等	解体工事業	雑則・罰則	
<b>I) 3Rの推進に向けた横断的取組</b>									
○	○	(1) 発生抑制、再使用及び再生資材の利用の推進	①発生抑制の取組の推進						資源有効利用促進法
			②再使用・再生資材の利用						資源有効利用促進法
○	○	(2) 建設廃棄物の流れの「見える化」	①建設廃棄物の流れの「見える化」		(法第10～13条)	(法第18条)			(廃棄物処理法)
○		(3) 建設リサイクル市場の育成	①建設リサイクル市場の育成						
○	○	(4) 分別解体、再資源化に係る情報提供	①分別解体、再資源化に係る情報提供	法第7条					
○	○	(5) 建設リサイクル法の周知・啓発の充実	①建設リサイクル法の周知・啓発の充実	法第5～8条	(法第10～13条)				
○		(6) 建設リサイクルに関する技術開発等の推進	①建設リサイクルに関する技術開発等の推進						
<b>II) 建設リサイクルの促進</b>									
◎	△	(1) 分別解体等における取組の推進	①対象規模基準のあり方		法第9条 [施行規則第2条]				安衛法(石綿則)、大防 法、PCB特措法等
			②分別解体等に係る施工方法に関する基準		法第9条 [施行規則第2条]				
			③分別解体等時における有害物質の取扱い		法第9条 [施行規則第2条]				
			④対象建設工事の事前届出・通知		法第10、11条 [分別解体等省令第2条]				
			⑤解体工事業の登録制度				法第21～37条[解体工事業登録等省令第1～9条]		
			⑥分別解体等における工事内容及び費用の明確化		法第12,13条 [分別解体等省令第4条]			第38条	
◎		(2) 再資源化における取組の推進	①特定建設資材の指定品目及び再資源化	法第2条 [施行令第1条]		法第16条		法第38～41条	
			②再資源化等完了後の報告のあり方			法第18条[施行令第5条、 行規則第5,6条]			
△	◎	(3) 縮減に関する取組の推進	①木材の縮減のあり方			法第16,17条[施行令第4条、 施行規則第3,4条]			
<b>III) 建設廃棄物適正処理の徹底</b>									
	◎	(1) 適正処理における取組の推進	①不適正処理が発生するメカニズム						廃棄物処理法
			②不適正処理の防止策の実施						廃棄物処理法
○	◎	(2) 取組みにおける取組の推進	①パトロール等の実効性の向上		法第14,15条	法第19,20条	法第37条	法42,43,46,48～53条	廃棄物処理法
			②現場状況把握の強化		法第14,15条	法第19,20条	法第37条	法42,43,46,48～53条	廃棄物処理法
			③行政における情報共有等の連携強化		法第14,15条	法第19,20条	法第37条	法42,43,46,48～53条	廃棄物処理法